

道路占用について

1. 道路の特別使用について

- 道路 → 一般使用 ~ 一般交通の用に供され、その効果として一般の自由な通行が認められる
 → 特別使用 ~ 特定の者が道路を継続的に使用する(道路占用)

(1) 私権の制限

◇ 道路法第4条

道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

(2) 道路の占用の許可

◇ 道路法第32条

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。(※第35条、第36条の特例あり)



◎ 道路の特別使用 ~ 「道路占用」の関係に限られる
(私法上の使用関係等は成立しない)

2. 道路管理権について

- (1) 道路管理権は、一般交通の用に供するという道路本来の目的を達成するため法律が認めた特殊の権能
- 道路管理権 → 公権的側面 (道路の効用の発揮を担保)
 → 私権的側面 (敷地の権原)

(2) 道路占用制度

道路の一般使用と特別使用との調整
 道路の特別使用相互の調整 } ~ 道路の使用関係の秩序維持

3. 道路占用許可の性質について

(1) 使用権の設定行為とされる (講学上の「特許」)

- ・占用の許可は、申請をまって行われるもの、基本的には許可権者において一方的に行う。
- ・許可には「条件」を付すことができる (道路法第87条)。

(2) 一定の場合における道路管理者の裁量の制限

- ・道路法第36条第2項の規定に該当する場合については、許可を与えなければならない。
- ・法定要件に適合しないものは許可してはならない (道路法第33条)。

(3) 道路の占用権

- ・一般交通の用に供するという道路本来の目的を害しない範囲で特別に認められた地位。
- ・私権のように絶対的・排他的なものではない。
- ・占用期間が満了し、期間更新の申請があれば、ほとんどの場合に更新が許可されている実態。
- ・道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合等から、移転、除却等の監督処分が可能 (道路法第71条)。